

学校法人の計算書類についての説明

文部科学省より学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）が公布され、平成27年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。そのため、「活動区分資金収支計算書」が追加され従来の「消費収支計算書」は「事業活動収支計算書」に変更されています。

「**資金収支計算書**」は学校の諸活動に対応する、すべての収入・支出の内容を明らかにするために作成されます。また、学校法人の経費の中で重要な部分を占める人件費については、教員・職員の別や本務・兼務の別など内容別に細分化して表示します。資金収入調整勘定と資金支出調整勘定は学校法人特有の会計処理で、それぞれ収入の部、支出の部の控除項目として計上します。付表として複数の学校を設置している場合には、「**資金収支内訳表**」と「**人件費支出内訳表**」を作成し学校別の収支状況を表示します。

「**活動区分資金収支計算書**」は、収入・支出ごとに一覧表示されている「資金収支計算書」を、活動区分（教育活動による資金収支・施設整備等活動による資金収支・その他の活動による資金収支）ごとに組み替えることにより、現金預金の流れをより分かりやすく表示します。資金収支計算書にある、調整勘定(未収入金、前受金、未払金、前払金の調整)は、活動区分資金収支計算書でも維持され、それぞれの活動ごとに表示します。従って、収支の最終数値は資金収支計算書も活動区分資金収支計算書も一致することになります。

「**事業活動収支計算**」の目的は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにし、事業活動収入と事業活動支出の内容と均衡の状態を表すものです。そのための基本的な構造は活動区分（教育活動収支・教育活動外収支・特別収支）ごとに組み替えて計上します。教育活動収支と教育活動外収支は経常的収支バランスを表し、特別収支は臨時的収支バランスを表します。付表として「**事業活動収支内訳表**」があります。

「**貸借対照表**」は期末にあたる3月31日における資産及び負債、純資産(基本金・繰越収支差額)の内容及び有り高を明示し、学校法人の財政状況（ストック）を明らかにするものです。付表として「**固定資産明細表**」「**借入金明細表**」「**基本金明細表**」があります。